

知的財産戦略の進捗状況

知的財産推進計画 2006 参考資料

2006年6月8日

知的財産戦略本部

目 次

1．知的財産の創造

(1) 大学知的財産本部	1
(2) 技術移転機関 (T L O)	1
(3) 機関帰属原則を始めとする学内ルール	1
(4) 大学の特許取得件数等	2
(5) 大学発ベンチャー	3
(6) 競争的資金の間接経費の特許関連経費への充当	4
(7) 大学における営業秘密の管理	4
(8) 研究における特許使用の円滑化	4
(9) 大学におけるライセンス対価としての株式取得	4
(10) 大学技術移転協議会	4
(11) 各種アドバイザーの大学への派遣・訪問	5
(12) 産学連携に関する各種会議の開催	5
(13) 職務発明	5
(14) 日本版バイ・ドール制度	6
(15) 技術戦略マップの作成	6
(16) 税制改正	6

2．知的財産の保護

< 保護の強化 >

(1) 知的財産高等裁判所の発足	7
(2) 紛争処理機能の強化	8
(3) 特許審査の迅速化	8
(4) 質の高い特許出願の促進	10
(5) 医療関連行為の特許保護	10
(6) 実用新案の保護	10
(7) 営業秘密の保護	10
(8) 植物新品種の保護	11
(9) 農林水産省知的財産戦略本部	11

(10) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化	1 1
(11) 早期審査制度の利用促進	1 2
(12) 利用者の利便性向上	1 3
(13) 世界特許システムの構築に向けた取組	1 3

< 模倣品・海賊版対策 >

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約	1 3
(2) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ	1 4
(3) 外国市場対策	1 4
(4) 水際対策	1 6
(5) 国内対策	1 8
(6) インターネットオークション対策	1 9
(7) 政府内の連携の強化	2 0
(8) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化	2 0

3 . 知的財産の活用

< 知的財産の戦略的活用 >

(1) 知的財産の活用状況	2 0
(2) 知的財産の情報開示	2 1
(3) 知的財産信託	2 1
(4) ライセンシーの保護強化	2 1
(5) 知的財産権等ライセンス保険の利用促進	2 1
(6) 租税条約	2 1
(7) 特許流通促進事業	2 2
(8) 知的財産担保融資	2 2
(9) 独占禁止法違反事件の処理	2 2
(10) オープンソースソフトウェアに関する報告書	2 2

< 標準化活動の支援 >

(1) 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の策定	2 2
(2) 情報通信分野における標準化活動の強化	2 3
(3) 国際標準化支援センターの設置	2 3
(4) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定	2 3

(5) 「事業戦略と標準化シンポジウム」の開催	2 3
(6) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定	2 3
< 中小・ベンチャー企業の支援 >	
(1) 中小企業経営革新支援法の改正	2 3
(2) 中小ものづくり高度化法の成立	2 4
(3) 特許料等の減免措置	2 4
(4) 先行技術調査の支援	2 4
(5) 知的財産権に関する行動指針の策定	2 4
< 知的財産を活用した地域振興 >	
(1) 地方公共団体の知的財産戦略	2 4
(2) 地域知財戦略本部	2 5
(3) 知的クラスター、産業クラスター	2 5
4 . コンテンツをいかした文化創造国家づくり	
< 世界トップクラスのコンテンツ大国の実現 >	
(1) ユーザー大国の実現	2 6
(2) クリエーター大国の実現	2 6
(3) ビジネス大国の実現	3 0
(4) ロードマップの策定	3 1
(5) コンテンツ促進法の施行	3 2
< ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進 >	
(1) 豊かな食文化の醸成	3 2
(2) 多様で信頼できる地域ブランドの確立	3 3
(3) 魅力あるファッションの創造	3 3
(4) 日本の魅力の戦略的発信	3 4
5 . 人材の育成と国民意識の向上	
(1) 知的財産人材の現状	3 5
(2) 知的人材育成推進協議会の設置	3 5
(3) 知的財産に強い弁護士	3 5

(4) 弁理士	3 5
(5) サーチャーターの育成	3 6
(6) 新司法試験における知的財産法の選択科目化	3 6
(7) 法科大学院	3 6
(8) 大学、大学院における知的財産に関する教育	3 7
(9) 知的財産教育研究支援プログラム等	3 7
(10) 知的財産専門職大学院	3 8
(11) 技術経営 (M O T) コース	3 8
(12) 知的財産研修・教育	3 9
(13) 経営者・経営幹部への研修・啓発	3 9
(14) 民間検定	3 9
(15) 知的財産推進計画の普及啓発	4 0
(16) 裾野人材	4 0

1 . 知的財産の創造

(1) 大学知的財産本部

2003年7月、大学の知財の管理・活用を戦略的に実施するため、「大学知的財産本部整備事業」実施機関として全国で43の大学知財本部が発足した。大学知財本部は、民間企業経験者や弁理士等の外部人材の活用を進めており、2005年4月時点で約1,400名の人員のうち約560名が外部人材である。

また、2005年7月に、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」として、6大学が選定された。

(2) 技術移転機関(T L O)

大学等の研究成果を民間に移転する技術移転機関(T L O)については、2005年度に承認 T L O として2機関が発足し、2005年度末時点で全国の承認 T L O は41機関、認定 T L O は6機関となった。

また、技術移転実績が特に優れた T L O (スーパー T L O)として、2004年度に7機関が選定された。

2006年3月、国立大学法人法に基づき、新潟大学による(株)新潟ティーエルオーに対する出資が認められた。

2004年度、2005年度に、大学・大学知財本部・ T L O に対する産業界からの評価として、「技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて」が公表されるとともに、「国立大学の法人化等を踏まえた今後の技術移転体制の在り方」が取りまとめられ、各大学・大学知財本部・ T L O に対し周知された。

(3) 機関帰属原則を始めとする学内ルール

2004年4月の国立大学法人化を契機に、産学連携や技術移転活動を効率的に実施するために大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させるという機関帰属原則のルールが整備されつつある。産学官連携活動を行っている全国の国公立大学等に対する文部科学省の調査によれば、機関帰属原則は、国立大学等の93%(94校中87校)、公私立大学等の25%

(578校中145校)において採用された(2005年3月末時点)。
 また、大学における知財の管理や活用等のルールづくりを促すため、2005年3月に、次の報告書が取りまとめられ、関係機関に周知された。

- ・「大学におけるデジタルコンテンツの知的財産管理の在り方」
- ・「営業秘密の管理のあり方、研究ノートの取扱い、マテリアルについて」
- ・「研究者の流動化に対応した知的財産管理システム」
- ・「利益相反・責務相反への対応についての事例研究」

「大学知的財産本部整備事業」実施43機関のルール整備状況(2006年4月)

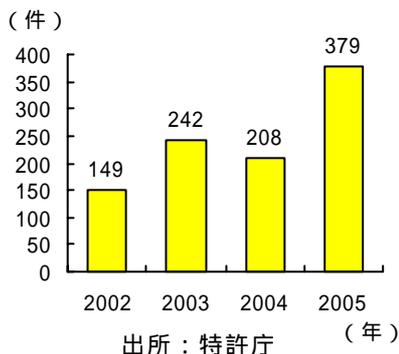
「知的財産ポリシー」を整備済みの機関	43件
「職務発明関係規定」を整備済みの機関	43件
「利益相反ポリシー」を整備済みの機関	41件

出所：文部科学省

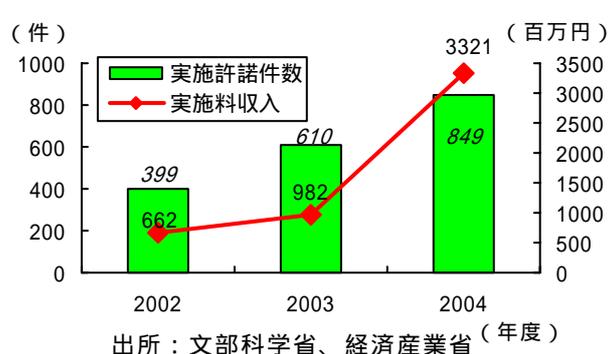
(4) 大学の特許取得件数等

大学知財本部やTLOの整備等を受けて、大学等の特許取得件数、特許実施許諾件数及び実施料収入は増加している。他方、日米を比較すると、特許取得件数、特許実施許諾件数と実施料収入において、依然格差が存在する。

大学等の国内特許取得件数の推移
(2002年 2005年で2.5倍)



大学等の実施料収入の推移
(2002年度 2004年度で特許実施許諾件数は2.1倍、実施料収入は5.0倍)



大学等の国内特許取得件数は、特許査定の日ベースの件数(暦年)。

「大学等の実施許諾件数及び実施料収入」については、文部科学省資料(国立大学等の国有特許分)及び経済産業省資料(承認TLOに係る特許分)により合算して算出(年度)。2004年度実施料収入は、エクイティの売却収入を含む。

技術移転活動の日米比較

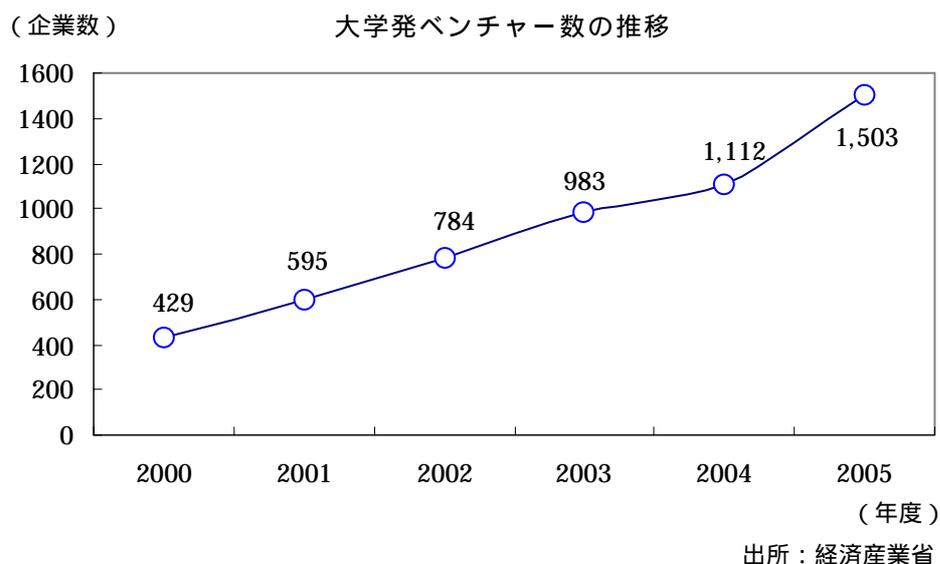
	日本	米国
機関数	大学知財本部等の整備 142 機関 承認 T L O 41 機関	164 機関
特許取得件数	379 件	3,268 件
実施許諾件数	849 件	4,087 件
実施料収入	33.2 億円	10.9 億ドル

- ・日本の機関数は、2005年3月時点（文部科学省）、承認 T L O 数は 2006年3月時点（経済産業省）
- ・日本の実施許諾件数、実施料収入は、文部科学省資料（国立大学等の国有特許分）と経済産業省資料（承認 T L O に係る特許分）により合算して算出（2004年度）。
- ・米国の数字は、2004年度実績（“AUTM License Survey 2004FY”より）
- ・日本の特許取得件数は、特許庁調べ（2005年）

（5）大学発ベンチャー

2001年5月、大学発ベンチャーを3年間で1,000社にすることを目標とした「大学発ベンチャー1000社計画」が掲げられた。その後、大学発ベンチャーの数は着実に増加しており、2005年度末時点で1,503社に及んでいる。

これによる経済効果は、雇用者数で直接効果が約1.6万人、売上が約2,000億円、間接的な経済波及効果も含めると約2.6万人、約3,600億円と推計される。



(6) 競争的資金の間接経費の特許関連経費への充当

特許関連経費を安定的に確保するための一つの方策として、2005年3月、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせとして「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」が改定され、競争的資金の間接経費を特許関連経費に充当できることが明確化された。

(7) 大学における営業秘密の管理

大学において産学連携の推進や知財の適切な管理を円滑に進めるために、2004年3月、契約における秘密管理モデルが作成され、同年4月、「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が取りまとめられた。

(8) 研究における特許使用の円滑化

2006年5月、総合科学技術会議において、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」が決定された。

(9) 大学におけるライセンス対価としての株式取得

2005年3月、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」が通知され、国立大学法人等における知財権のライセンス対価としての株式取得が可能になることが明確化された。また、2006年3月には国立大学法人等におけるライセンス対価としての株式及びストックオプション取得の現状について調査し、結果を公表した。

(10) 大学技術移転協議会

大学知財本部とTLOの連携・協力を促進するため、2003年8月、米国大学技術管理者協会(AUTM)をモデルとして、従来の「TLO協議会」が「大学知財管理・技術移転協議会」に改組され、大学知財本部の参加が可能になった(その後、2005年6月に「大学技術移転協議会」に名称変更)。2006年5月時点で、38のTLO及び32の大学知財本部が参加している。

また、2005年9月、同協議会が主催する研修会「産学連携ネットワーク（UNITT）」が開催され、全国の産学連携実務者のスキル向上が図られた。

（11）各種アドバイザーの大学への派遣・訪問

）大学が自ら知財の管理部門を運営するための組織構築を支援するため、知財管理アドバイザーが、2003年度10大学、2004年度17大学、2005年度17大学に対し、それぞれ1名ずつ派遣された。

）特許情報の活用の促進、効果的な活用を支援するため、工業所有権情報・研修館から派遣された特許情報アドバイザーが、全国の大学を訪問し、2005年度は493回の指導・研修を行った。

）大学等の保有する特許シーズと導入企業の発掘を行い、技術移転を支援するため、工業所有権情報・研修館により、47都道府県、33TLO、8経済産業局に対し、特許流通アドバイザーが計115名派遣された（2006年1月時点）。

（12）産学連携に関する各種会議の開催

大学等及び産業界が、産学連携の在り方について認識を深めるため、産学官連携推進会議、産学官連携サミット及びイノベーションジャパンが開催された。

（13）職務発明

職務発明に係る相当の対価に関し、特許法第35条が改正され、2005年4月に施行された。

2004年9月には、使用者等と従業者等が対価を取り決める際の参考となるような手続事例集が作成・公表された。

民間企業や大学等において、職務発明規程の見直しが進められており、日本知的財産協会の調査によると、約95%の企業が基準の開示を行う仕組みを考えており、70%以上（大企業では80%以上）の企業が改正特許法第35条の施行された2005年4月1日までに新しい職務発明規程を整備した。

また、2006年1月のアンケート調査では、企業等の96%が新職務

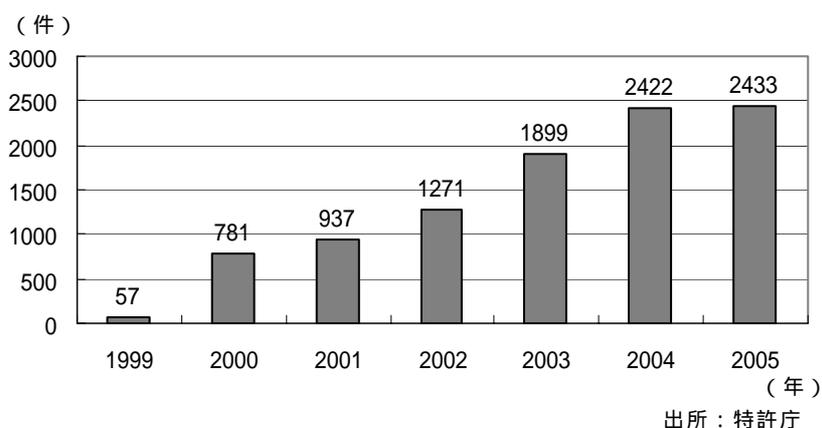
発明制度を認識し、そのうち92%が対応済又は対応予定である（内訳：大企業95%、中小企業86%、大学・公的機関79%。特許庁調査）。

（14）日本版バイ・ドール制度

国の委託研究開発において委託成果に関する知財権を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度については、それが適用されるものの割合は年々増加しており、2002年度は88%、2003年度は94%、2004年度には99%に達した。知財権が受託者に帰属され、特許出願された件数は、1999年は57件、2002年は1,271件、2004年には2,422件に達した。

また、2004年6月、国が制作を委託又は請け負わせたコンテンツ（教養又は娯楽の範囲に属するもの）に係る知財権について、受託者又は請負者に帰属させることができる「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が成立し、2004年9月に施行された。

日本版バイ・ドール制度に係る特許出願の件数



（15）技術戦略マップの作成

新産業を創造するために必要な技術目標を示し、我が国の研究開発の推進、異分野・異業種の連携、技術の融合を促進するため、2006年4月、産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会において「技術戦略マップ2006」が策定された。

（16）税制改正

2003年度税制改正において、私立大学等を設置する学校法人で一定

のもの（以下「学校法人」という。）に対する個人による現物寄付に係る国税庁長官の承認手続が簡素化されるとともに、学校法人がこの承認手続を受けた財産で基本金に組み入れたものを譲渡した場合、その譲渡した財産に代わるべき資産については、その売却額をもって取得する資産で、その資産を基本金に組み入れたものとされた。

2004年度税制改正において、日本私立学校振興・共済事業団を通じた指定寄付金について、募集対象事業等をあらかじめ特定することを不要とするなど手続の簡素化が図られた。

2005年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄付を行った場合について認められる、所得税の寄付金控除について、その対象となる金額が総所得金額等の25%相当額から30%相当額に引き上げられた。

2006年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄付を行った場合について認められる、所得税の寄付金控除について、その適用下限額が1万円から5千円に引き下げられた。

2. 知的財産の保護

< 保護の強化 >

(1) 知的財産高等裁判所の発足

2005年4月、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（事実上の判断の早期統一）と技術等の知的財産に関する専門性への対応を高めることを目的として、知的財産高等裁判所が発足した。

知的財産高等裁判所には、4か部に加え、事実上の判断の早期統一を図るため、5人合議制（大合議制）の特別部も設置された。また、専門性の高い知的財産訴訟等を適切に処理するため、専門委員制度に基づき、知的財産高等裁判所や地方裁判所（東京・大阪）に、2006年4月現在で180人の専門家が専門委員として任命されている。

なお、2005年4月から12月までの間、知的財産高等裁判所が新たに受け付けた件数は526件、既済件数は529件（うち大合議2件）である。

(2) 紛争処理機能の強化

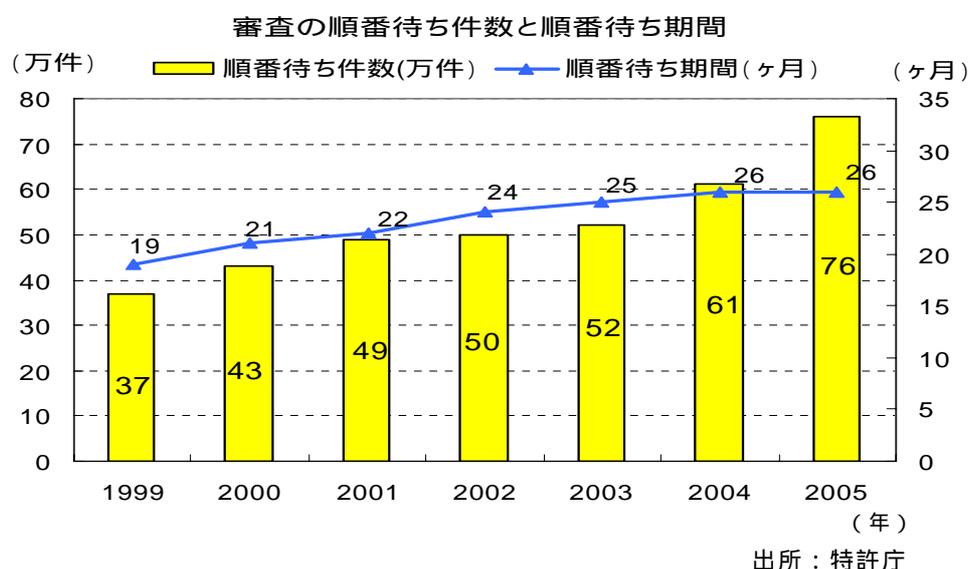
2005年4月に「裁判所法等の一部を改正する法律」が施行され、知的財産関連訴訟の紛争処理機能が強化された。同法により改正された点は以下のとおりである。

- a) 知財関連事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化
- b) 知財権侵害訴訟の審理における営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化
- c) 特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効審判の関係の整理

(3) 特許審査の迅速化

目標の設定

特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロにするという最終目標を着実に実現するため、ピークを迎える2008年には順番待ち期間を29ヶ月台にとどめることを中期目標とし、2013年には11ヶ月を達成することを長期目標とした。2005年の順番待ち期間は26ヶ月となっている。



* 審査順番待ち期間

審査請求から審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知）が出願人等に発送されるまでの期間。例えば、2005年の審査順番待ち期間である26ヶ月は、2005年1月から12月までに審査結果の最初の通知が出願人等に発送された全案件（24.3万件）について、審査請求から出願人等への発送までの期間を算出し、その合計（628万月）を件数（24.3万件）で除することにより、平均値として求めたもの。

特許審査迅速化・効率化推進本部の設置

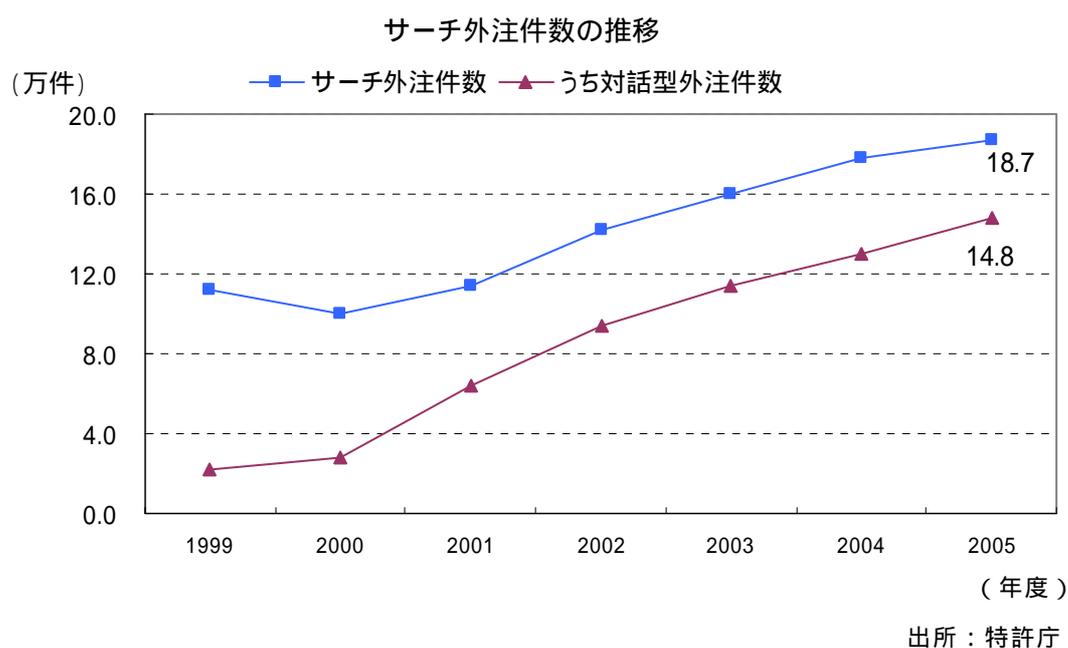
特許審査請求の急増に対応するため、2005年12月、「特許審査迅速化・効率化推進本部」(本部長：経済産業大臣)が発足した。同本部において2006年1月に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」が決定され、年間処理件数、審査官一人当たりの処理件数、先行技術調査の民間外注件数等について数値目標を定めるとともに、産業界に対する協力要請、中小企業への特例措置の周知等の措置を講ずることとした。

任期付審査官

任期付審査官を、2004年度、2005年度、2006年度にそれぞれ98人ずつ増員した。

先行技術調査の外注拡大

2004年10月に、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」(以下、「特許審査迅速化法」という。)が施行され、公益法人以外の者に対しても特許審査に必要な先行技術調査を特許庁から受注することが可能となった。2005年3月に2機関が新規に登録された。また、従来の登録調査機関も含め先行技術調査の外注を18.7万件に拡大した。このうち14.8万件を審査効率の高い対話型外注(直接対面で説明)で行った。



(4) 質の高い特許出願の促進

企業との懇談

業界団体や出願上位企業を中心に、企業経営者、実務者等との間で意見交換を行い、先行技術調査の充実による研究開発効率の向上や国際関連出願への重点化など、権利の戦略的取得を促した。2005年度は延べ250社以上と意見交換を行った。

先行技術調査報告書の提示による審査請求料の減額制度

2005年4月、「特許審査迅速化法」の施行により、特定登録調査機関の交付する先行技術の調査報告書を審査請求時に提示した場合には、審査請求料が減額されるようになった。

(5) 医療関連行為の特許保護

2004年11月、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会における取りまとめを受け、2005年4月、特許庁は以下の審査基準を作成・改定した。

)「医薬発明」の審査基準の作成

複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「産業上利用することができる発明」として取り扱うこととした。

)「産業上利用することができる発明」の審査基準の改定

「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示した。

(6) 実用新案の保護

2005年4月、「特許審査迅速化法」の施行により、実用新案の保護期間が10年となり、実用新案登録に基づく特許出願が可能となった。

(7) 営業秘密の保護

2004年1月、他人が有する製造技術や顧客リスト等の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する処罰規定を盛り込んだ改正不正競争防止法が施行された。

2005年6月の改正では、営業秘密を国外で使用・開示した者の処罰や在職中に申し込み・請託を受けて退職後に営業秘密を漏洩した退職者の処罰、さらに、アクセス権限がない場合の営業秘密侵害罪の犯人が属する法人の処罰などが盛り込まれ、同年11月に施行された。

上記の法改正に伴い、2003年1月に公表された「営業秘密管理指針」が2005年に改定された。

(8) 植物新品種の保護

2003年7月、登録品種の収穫物段階の権利侵害に対する罰則を設けること等とする改正種苗法が施行された。

2005年の改正では、育成者権の存続期間について、永年性植物にあっては品種登録の日から30年(旧25年)に、その他の植物にあっては25年(旧20年)に延長した(2005年6月施行)。また、育成者権の効力を登録品種の収穫物から生産される加工品まで拡大した(2005年12月施行)。

(9) 農林水産省知的財産戦略本部

2006年2月、知財の積極的な活用による攻めの農林水産業の展開を目指し、農林水産省内に「農林水産省知的財産戦略本部」(本部長：農林水産副大臣)が設置された。同本部において、植物新品種の育成者権の保護、活用、地域ブランド戦略、家畜の遺伝資源の保護と活用の可能性等について検討が行われている。

(10) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化

産業財産権法、不正競争防止法

2006年6月、特許権、意匠権及び商標権の侵害罪並びに営業秘密侵害罪に係る刑事罰について、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に引き上げること等を盛り込んだ「意匠法等の一部を改正する法律」が成立した。

特許権、意匠権及び商標権の侵害罪並びに営業秘密侵害罪(不正競争防止法)について、懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1,000万円とした(現行は意匠権侵害罪が3年、300万円、その他が5年、500万円)。

) 実用新案権侵害罪及び商品形態模倣行為罪（不正競争防止法）について、懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円とした（現行は3年、300万円）。

) その他

a) 産業財産権の侵害罪について、懲役刑と罰金刑の併科を可能とした。

b) 産業財産権法、不正競争防止法（一部）及びこれらに係る秘密保持命令に違反する行為について、法人に対する罰金刑（法人重課）の上限を3億円とした。

著作権法

2005年1月に、改正著作権法が施行され、著作権等侵害の懲役刑と罰金刑の上限が、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げられるとともに、これらの併科も可能とされた。

種苗法

2005年12月に、改正種苗法が施行され、収穫物から直接に生産される加工品のうち政令で定めるものについて、育成者権又は専用利用権の侵害を行った者を罰則の対象とすることとされた。

(11) 早期審査制度の利用促進

特許及び実用新案出願については、対象の拡大や手続の簡素化、普及啓発等により早期審査制度の申立件数は増加し、2005年には6,560件となっている。また、2005年の平均審査順番待ち期間は早期審査の申し出から2.4ヶ月となっている。

商標登録出願の早期審査については、2005年の申立件数は365件、平均審査順番待ち期間は1.4ヶ月となっている。

意匠出願については、2005年4月から早期審査の新運用を開始し、従来の早期審査制度に加え、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは直ちに審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては1ヶ月以内に一次審査結果を通知することとした。2006年4月までの申立件数は10件となっている。

(12) 利用者の利便性向上

特許情報の利用環境の整備

有益な特許情報を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（IPDL）に関し、2005年度に、審査で用いた先行技術情報等の試行的な無料提供を開始するとともに、PDFファイルの一括ダウンロード機能の追加や高解像度の公報図面が掲載された公報の提供を開始した。

インターネット公報の発行

登録実用新案公報について、2006年1月からインターネットによる公報の発行を開始した。

インターネットを通じた料金の納付

出願等の手数料について、インターネットを通じた納付の受付を2005年10月から開始した。

(13) 世界特許システムの構築に向けた取組

日米欧三極特許庁間では、先行技術調査結果の相互利用の推進、電子包袋システムの構築、制度調和、国際審査官協議といった点に関する協力を進めるための協議が続けられた。

2006年3月、日米欧の三極特許庁間において、他国の特許庁のサーチ・審査情報の利用を可能にする「ドシエ・アクセス・システム」を更に発展させた「次世代型ドシエ・アクセス・システム」の稼働を開始した。

さらに、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を日本から提案し、2006年7月から日米で試行を開始することが合意された。

< 模倣品・海賊版対策 >

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約

2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣から模倣品・海賊版の拡散防止のための国際約束の必要性が提唱された。

(2) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

2004年12月、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画を「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、知的財産戦略本部において決定した。

(3) 外国市場対策

外交当局の体制

2004年7月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置され、2005年3月には在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルが作成されるとともに、すべての在外公館において知財担当官が指名された。

コンテンツ海外流通促進マーク（CJマーク）

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の制定したコンテンツ海外流通マーク（CJマーク）は2006年4月時点で、台湾、香港、EU、日本において商標登録済であり、米国、韓国、中国において出願中である。また、商標登録されるまでの間も含め、CODAが主体となった海外の取締当局と連携しての権利執行では、2005年の1年間で中国、香港、台湾において515名が逮捕され、約228万枚の我が国コンテンツの海賊版DVD、CD等が押収された。

知的財産の海外における侵害状況調査制度

2005年4月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知財権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。

同月、同制度に基づき初の調査申立がなされた。調査の結果を受け、2005年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が行われている。

欧米との連携

2004年6月、日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的

財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」が合意され、同合意に基づき、日・EU間で情報・意見交換や中国における共同セミナーが実施された。

2005年3月、日仏首脳会談において、「日仏新パートナーシップ宣言」が合意され、アジアにおける模倣品・海賊版対策の推進が重要との認識で一致した。

2005年5月、日・EU定期首脳協議において、アジアにおける模倣品・海賊版問題に対応するため、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を更に推進していくことが合意された。

2006年4月、日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することが合意された。

多国間協議

) G8 サミット

2004年6月、シーアイランド・サミットの議長総括において、模倣品・海賊版対策の必要性がG8サミットの成果文書として初めて言及された。

2005年7月、グレンイーグルズ・サミットにおいて、独立した文書として「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」(仮訳)が発出された。

) OECD

2006年5月、閣僚理事会において、模倣品・海賊版問題が顕著に増加する徴候に対して懸念が共有されるとともに、我が国から模倣品・海賊版の拡散防止のための更なる研究を提案した。

) APEC

2003年10月及び2004年11月、首脳会議・閣僚会議における首脳宣言、閣僚共同声明において知財権の保護が盛り込まれた。

2005年6月、貿易担当大臣会合において、日米韓で共同提案した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が承認された。

2005年11月、首脳会議・閣僚会議において、同イニシアティブ

に列挙されている取組を具体化するための3つのガイドラインが合意された。

2006年6月、貿易担当大臣会合において、3つのガイドラインの更なる推進が奨励されるとともに、同イニシアティブに基づく2つの追加的なガイドラインに関する作業の継続が合意された。

) 世界模倣品・海賊版撲滅会議

2004年5月、世界税関機構(WCO)及び国際刑事警察機構(インターポール)の共催により、第1回会議が開催された。

2005年11月、第2回会議が開催され、模倣品・海賊版拡散防止条約構想に言及されたりヨン宣言が発出された。

二国間協議

2004年11月、日中韓首脳会合において、知財権の保護に関し日中韓が協力を強化していくことが合意された。

2006年4月、日本と中国の間で税関相互支援協定が締結された。

模倣品・海賊版対策の能力構築の支援

2003年8月、政府開発援助大綱が改定され、知財権の適切な保護への協力等を通じ、開発途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれた。

2005年6月、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」が策定された。

官民の取組

2002年からこれまで4度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことに合意した。

(4) 水際対策

関税定率法及び関税法の改正

) 特許権等を侵害する物品の水際取締り

2003年4月、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸

入差止申立制度の対象となり、特許庁への意見照会制度が導入されるとともに、育成者権を侵害する物品が輸入禁制品に追加された。また、2005年4月には、育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続における農林水産省への意見照会制度が導入された。

) 輸入者名等の通知

2004年4月、認定手続の開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入された。

) サンプル分解制度

2005年4月、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本(サンプル)を権利者に提供し、検査させることができる制度が導入された。

) 不正競争防止法と水際措置のリンク

2006年3月、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品が輸入禁制品に追加されるとともに、経済産業省への意見照会制度が導入された。

) 輸出取締制度

2006年6月、育成者権侵害物品の輸出取締制度が導入された。また、2007年1月からは特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出取締制度が導入される予定である。

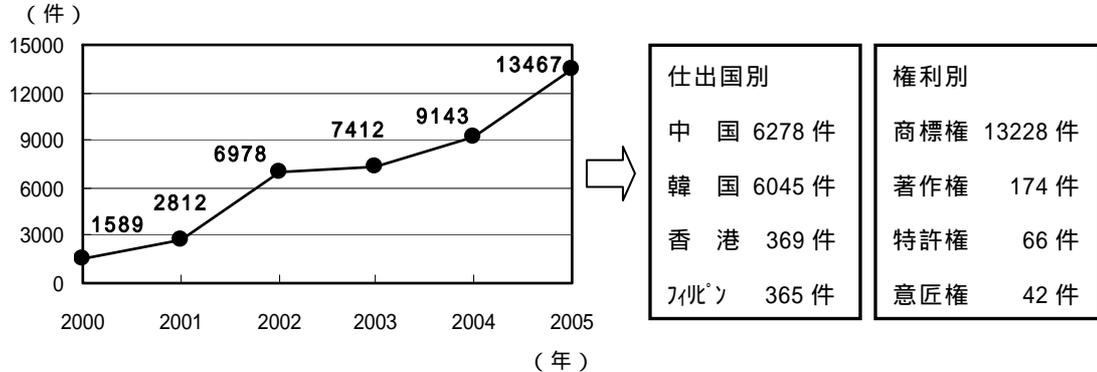
) 有識者への意見照会制度

輸入については、2006年4月、(a)特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する物品の差止申立て及び認定手続において、また、(b)育成者権及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の差止申立てにおいて、有識者の意見を聴く制度が導入された。

輸出については、2006年6月、育成者権侵害物品の差止申立てにおいて、有識者の意見を聴く制度が導入された。また、2007年1月からは特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の差止申立て及び認定手続において、有識者の意見を聴く制度が導入される予定である。

税関による取締りの強化

税関による知財権侵害物品の水際での取締実績は近年急増している。



出所：「平成 17 年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局

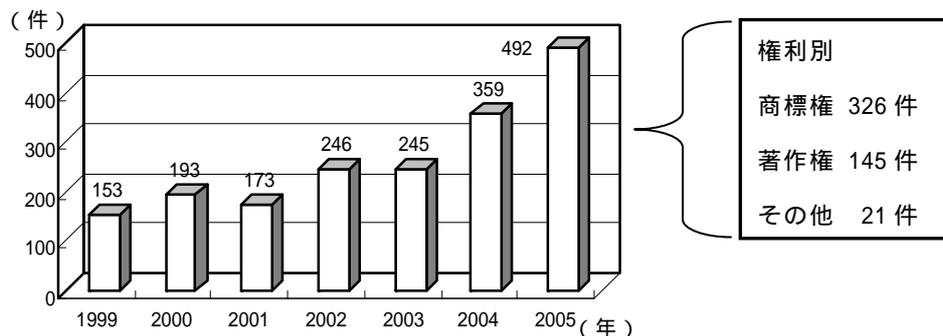
(5) 国内対策

不正競争防止法の改正

2005年11月、改正不正競争防止法が施行され、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用されることとなった。

警察による取締り

知財権侵害事犯による検挙件数は近年増加傾向にある。2004年11月には、警視庁に模倣品の真贋判定等の専門知識を有する予備鑑定捜査員が49人配置された。



出所：「平成 17 年中における生活経済事犯の検挙件数について」警察庁

品種保護Gメン

2005年4月、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護Gメン」が、種苗管理センターの2ヶ所に4名配置され

た。

2006年4月にはGメンが5ヶ所10名に増員されるとともに、品種保護対策課が同センターに設置された。

権利侵害行為への輸出の追加

2006年6月、「意匠法等の一部を改正する法律」が成立し、特許法、実用新案法、意匠法、商標法において輸出が権利侵害行為に追加された。

(6) インターネットオークション対策

特定商取引法の運用強化

2006年2月1日に「電子商取引等に関する準則」を改定・公表し、特定商取引法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした。

オークション事業者による自主的取組

2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された。これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われており、2005年8月以降、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率が大幅に低下した。

権利者・オークション事業者間の協力

2005年12月、権利者とオークション事業者が共同で「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」を設立し、官民協力のもと知財侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われている。2006年4月、同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書がとりまとめられた。

情報共有スキームの構築

インターネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を構築し、運用を開始した。

(7) 政府内の連携の強化

模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議

2004年7月、関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに3回の会議が開催された。

政府の一元的な相談窓口の整備

2004年7月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年8月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。2004年8月から2005年末までに240件の相談が寄せられた。

(8) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化

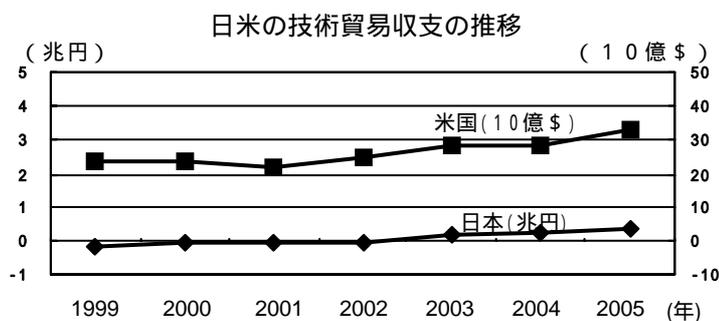
2004年6月、消費者が知財権等の適正な保護に配慮しなければならない旨を定めた改正消費者基本法が施行された。

3. 知的財産の活用

< 知的財産の戦略的活用 >

(1) 知的財産の活用状況

2004年の特許庁「知的財産活動調査」によれば、我が国に存在する特許権の半分以上の特許が未利用と推定されている。また、技術貿易収支については、2003年に初めて黒字になったものの、米国と比較するとその差は依然大きい。



出所：日本は、日本銀行「国際収支動向」、米国は、商務省“Survey of Current Business”

(2) 知的財産の情報開示

「知的財産情報開示指針」(2004年4月公表)や「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月公表)を踏まえた「知的財産報告書」など知財の活用に関する報告書を作成している企業は、2004年度は13社、2005年度は22社となっている。

(3) 知的財産信託

2004年12月に新信託業法が施行され、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産となるとともに、信託業の担い手が金融機関に加え株式会社にも拡大され、承認TLOやグループ企業内での信託に関する特例も設けられた。これを受けて、以下の活用事例が見られる。

- a) 企業グループ全体の総合的な知財戦略を策定・実施するため、グループ内の各企業が保有する知財を信託し一括集中管理するケース
- b) 信託銀行と法律事務所等が共同して中小企業の有する知財を有効活用し、権利侵害にも適切に対応するために知財信託を活用するケース
- c) 映画やアニメなどのコンテンツについて信託スキームを利用して事前に資金を調達するケース

(4) ライセンシーの保護強化

2005年1月に新破産法が施行され、第三者対抗要件を備えている知財権のライセンス契約については、破産管財人の解除権が制限され、ライセンシーの立場が保護されることとなった。

(5) 知的財産権等ライセンス保険の利用促進

ライセンス先の破産や不払いなどライセンス料の回収ができない場合のリスクをカバーする日本貿易保険(NEXI)の知財権等ライセンス保険の引受け数(保険契約ベース)は、2006年3月時点で45件となった。

(6) 租税条約

知財権等の使用料について源泉地国免税とする内容を含む日米新租税条約が2004年に締結された。また、2006年2月には、イギリス、インドとの間で源泉地国課税を減免する内容を含む改正条約の署名が行われ

た。

(7) 特許流通促進事業

工業所有権情報・研修館が実施する特許流通促進事業については、2006年3月末までに、114名の特許流通アドバイザーが都道府県や大学のTLO等に派遣され、2005年末までに6,927件のライセンス等の契約が結ばれた。同法人の試算によると、特許流通促進事業による経済的効果は、2005年末で2,045億円に達した。

(8) 知的財産担保融資

日本政策投資銀行の知財担保融資は、2006年3月末までの融資実績が約173億円、件数ベースで約280件に上っている。

(9) 独占禁止法違反事件の処理

2002年、公正取引委員会に知財分野における権利の濫用行為等の独占禁止法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足し、2005年度末までに、法的措置3件及び警告1件が行われた。

(10) オープンソースソフトウェアに関する報告書

2005年6月、情報処理推進機構において、「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」が取りまとめられ、オープンソースソフトウェアを利用する際のユーザー、ベンダーそれぞれのリスクの所在が明示されるとともに、リスク回避・低減のための解決策が提案された。

< 標準化活動の支援 >

(1) 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の策定

2004年6月、日本工業標準調査会(JISC)において「国際標準化基盤活動アクションプラン」が取りまとめられ、産業界、JISC、政府のそれぞれが果たすべき役割、政府の支援の在り方、重点技術分野等が明らかにされた。

(2) 情報通信分野における標準化活動の強化

2005年7月、情報通信審議会において「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」が取りまとめられ、研究開発との標準化の一体的推進、国際標準化人材の育成支援活動の強化など標準化に係る推進方策が明らかにされた。

(3) 国際標準化支援センターの設置

2005年4月、(財)日本規格協会に国際標準化支援センターが設置され、国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、企業への情報提供、標準人材育成が進められている。

(4) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定

2005年6月、公正取引委員会において、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が策定、公表された。

(5) 「事業戦略と標準化シンポジウム」の開催

2005年3月及び2006年3月、「事業戦略と標準化シンポジウム」が開催され、企業の標準化戦略と収益との関連や、政府の標準化政策の紹介など、啓蒙が行われた。

(6) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定

技術標準に必須特許が含まれているかどうかを判断するため、2006年5月から、中立的な第三者機関である日本知的財産仲裁センターが判定業務を開始した。

< 中小・ベンチャー企業の支援 >

(1) 中小企業経営革新支援法の改正

2005年4月、中小企業が有する知財を適切に保護するために必要な施策を総合的に推進するよう努める旨の規定を盛り込んだ「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」が施行された。

(2) 中小ものづくり高度化法の成立

2006年4月、高度化ものづくり基盤技術を持つ中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が成立した。

(3) 特許料等の減免措置

2004年4月、特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「資力に乏しい法人」の要件のうち「設立5年以内」が「設立10年以内」に緩和されるとともに、別の減免の類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金（SBI R補助金）対象事業又は中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業が追加された。

減免制度の利用実績は、2004年は2,335件、2005年は3,112件である。

(4) 先行技術調査の支援

2004年6月から、中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度が導入された。2005年度の利用実績は、1,779件である。

(5) 知的財産権に関する行動指針の策定

日本経団連により、他社の知財権を尊重することをうたった「知的財産権に関する行動指針」が2005年7月に策定された。

< 知的財産を活用した地域振興 >

(1) 地方公共団体の知的財産戦略

2003年以降の政府レベルの動きとあわせて、地方公共団体においても、地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展している。2006年4月時点で、22の都道府県が知財戦略を策定し、15の都道府県が策定中又は策定を予定している。

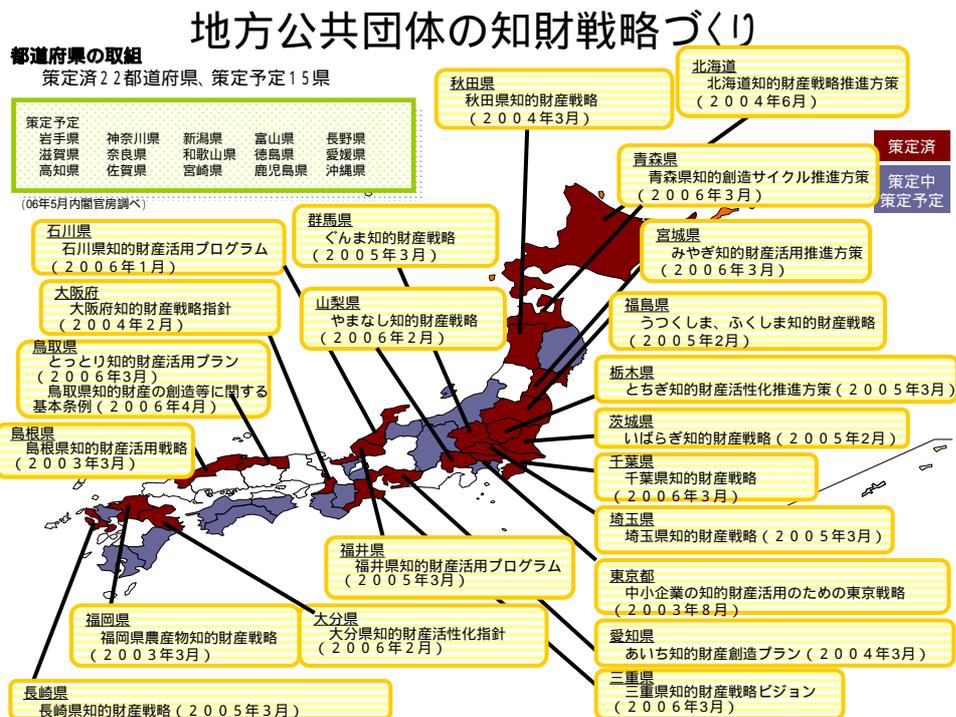
また、鳥取県は2006年4月、全国に先駆けて知財の創造等に関する

基本条例を施行した。

さらに、大阪市や横浜市、宇都宮市、宇部市など都道府県以外の地方公共団体においても、知財戦略の策定や特許取得のための助成制度創設などの動きが広がっている。

(2) 地域知財戦略本部

地域の中小企業が知財を戦略的に活用することを支援するため、2005年度から、地方経済産業局ごとに全国9ブロックで、地域の官民からなる「地域知財戦略本部」が整備され、地域の産業や大学の特性などをいかした独自の「地域知財戦略推進計画」が策定された。



(3) 知的クラスター、産業クラスター

文部科学省の知的クラスター創成事業が、2006年3月時点で全国の18地域で実施されている。また、経済産業省の産業クラスター計画に基づき、2005年3月末までに、全国で19のプロジェクトが実施されている。なお、文部科学省、経済産業省、地方公共団体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」が地域ごとに設置され、知的クラスター

創成事業と産業クラスター計画の連携が図られている。

4 . コンテンツをいかした文化創造国家づくり

< 世界トップクラスのコンテンツ大国の実現 >

(1) ユーザー大国の実現

通信・放送の融合時代に向けた取組

2005年7月、総務省情報通信審議会により、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けての行政の果たすべき役割（第2次中間答申）」が公表され、地上デジタル放送の伝送方式として、IPマルチキャスト方式による再送信を活用すべきことが提言された。また、2006年1月から、総務大臣の懇談会として、国民の視点から見た通信・放送の問題点等を検討する「通信・放送の在り方に関する懇談会」が開催された。

青少年の健全育成に向けた自主的な取組

ゲーム業界の自主的取組として、コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が発売前の家庭用ゲームソフトを審査し、対象年齢を表示する「年齢別レーティング制度」について、対象年齢「18歳以上のみ対象」の区分が設けられ、2006年5月からそれに該当するソフトについて18歳未満への販売が禁止されるとともに、区分陳列することとされた。

著作物の裁定制度

2005年3月、裁定申請に必要な手続、申請様式例等を説明した「著作物利用の裁定申請の手引き」が公表された。また、申請者の経済的負担を軽減する観点から手続の見直しが行われ、不明な著作者を探す場合の一般への協力要請について、ホームページへの広告掲載でも可能となった。

(2) クリエーター大国の実現

業界の近代化・合理化

）放送番組の制作委託契約に関する自主基準の公表

2004年3月、契約による著作権の扱いを公正な協議により取り決めるなどの内容を盛り込んだ「放送番組の制作委託に係る契約見本」が作成された。また、2005年3月には、当該契約見本に対応した放送事業者による制作委託取引に関する自主基準が公表された。

) 法律専門家の活用

2004年4月、法律家と事業者や創作者との交流活動等のため、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが設立され、2005年11月にNPO法人として認証された。2006年4月末時点で532名(うち弁護士361名)が本団体の会員となっている。

) 下請代金支払遅延等防止法の改正

2004年4月に改正下請法が施行され、新たに追加されたサービス分野の下請取引について、公正取引委員会及び中小企業庁により、親事業者約3.4万社、下請事業者約4.6万社を対象とした書面調査が2004年7月から実施された。2004年度は1,064件の警告が行われた。

) 独占禁止法役務ガイドラインの改定

2004年3月、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(役務ガイドライン)」が改定され、取引上優越した地位にある委託者が、コンテンツに係る権利の譲渡を事実上強制した場合や一方的に受託者によるコンテンツの二次利用を制限した場合などには、独禁法上問題となることが明確化された。

資金調達手段の多様化

) 商品ファンド法に基づく資金調達の活発化

2004年3月、ファンド組成に係る人的構成要件が緩和され、商品ファンド法の許可を受けて銀行や事業会社から資金を集め複数の映画制作費に充てる35億円のファンドが組成されたり、個人投資家から一口10万円で映画制作費10億円を集める取組などが進められている。

) 信託業法に基づく資金調達の活発化

2004年12月に施行された改正信託業法により、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産になるとともに、金融機関以外の株式会社でも信託業を営むことができるようになった。これを受けて、2005年

7月には、金融機関以外の事業者によって劇場用映画の著作権に信託を設定し、信託受益権を機関投資家に販売する資金調達方式が活用された。

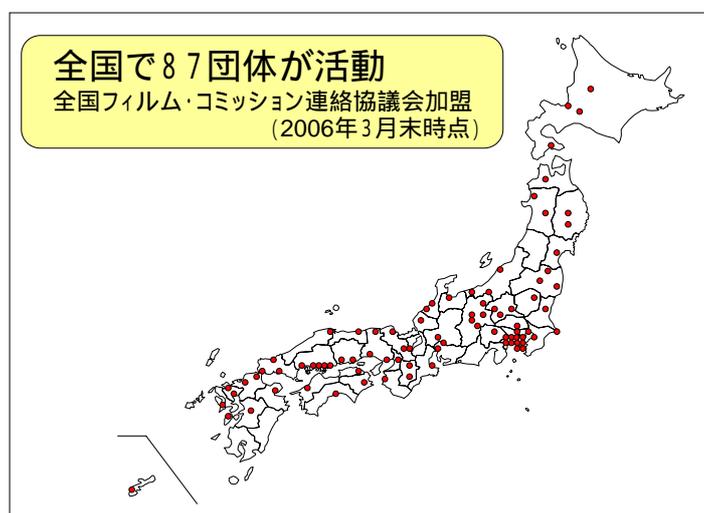
）日本政策投資銀行等の取組

2004年度に、日本政策投資銀行において、コンテンツ等の知財権を流動化する手法を用いた資金調達制度（知的財産有効活用支援事業）が創設された。

また、2004年5月、知的財産投資協議会により、コンテンツやエンターテインメント事業を対象とした公募型ファンドについて、投資家が会計処理や事業内容などの様々なリスク情報を把握できるようにするためのディスクロージャーガイドラインが作成された。

フィルムコミッションの活発化

フィルムコミッションが全国で設立され、ロケーション活動がスムーズに進むようになるとともに、地域の振興に寄与している。全国フィルム・コミッション連絡協議会は、地域におけるフィルムコミッション設立のための支援等を行っており、2006年3月末時点で、87のフィルムコミッションが加盟している。



コンテンツ分野の人材育成の進展

大学におけるコンテンツ分野の人材育成については、大学設置に関する抑制方針の撤廃、専門職大学院制度の創設、学部等の改組に関する届出制の導入等の大幅な制度改正（2003年度）を背景として、各大学の自主

的な取組が進んでいる。

具体例は多数に上るが、2004年度には、例えば、東京電機大学、神奈川工科大学、中京大学、立命館大学、梅花女子大学、倉敷芸術科学大学、広島国際学院大学等において人材育成が開始された。また、構造改革特区制度の下では、専門職大学院としてデジタルハリウッド大学院大学が設置された。さらに、2004年度に文部科学省の科学技術振興調整費の「新興分野人材養成」プログラムにおいて、東京大学のコンテンツ人材養成に関する課題が採択された。慶應義塾大学においても、「戦略的研究拠点育成」プログラムで設置した「デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構」において、デジタルコンテンツの人材育成に取り組んでいる。

2005年度には、例えば、東京芸術大学、城西国際大学、東京工科大学、静岡産業大学、名古屋芸術大学、名古屋文理大学、宝塚造形芸術大学等において、人材育成が開始され、また、「新興分野人材養成」プログラムにおいて九州大学の課題が採択された。

2006年度には、例えば、映画専門大学院大学、京都精華大学、関西大学等において、人材育成が開始、充実された。

映像産業振興機構の設立

映画、放送番組、アニメーション、ゲーム、音楽等の映像コンテンツ産業を国際競争力ある産業とするため、2004年12月、クリエイター、プロデューサー等の人材育成、作品制作支援、起業支援、内外の市場開拓などを目的とした民間機関である映像産業振興機構（V I P O）が設立され、2005年5月にN P O法人として認証された。同機構は、企画から制作、資金の回収まで、幅広い視点（プロデューサーマインド）を持つ人材育成のため、インターンシップ事業として、学生と学生を受け入れるプロデューサーや監督とのマッチングを行い、2005年10月から、映像コンテンツを学ぶ学生が現場で実習を始めた。

利用とのバランスに留意した著作物の保護

2004年1月、改正著作権法が施行され、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するなどの保護強化、訴訟における権利者負担の軽減等が行われた。2005年1月には、書籍・雑誌への貸

与権の付与が行われた。

新技術の研究開発の進展

2004年度から、科学技術振興調整費の研究対象課題として、「デジタルコンテンツ創造等のための研究開発」が設定され、同年5月に東京大学を中心とした「デジタルシネマの標準技術に関する研究」が採択された。

(3) ビジネス大国の実現

コンテンツ市場の規模

我が国のコンテンツビジネスの市場規模は、2004年で約13.1兆円と2003年の約12.8兆円に比べて微増している。しかしながら、対GDP比で国際比較すると、日本は2.66%と、米国の4.70%はおろか、世界平均の3.15%にも及んでいない。

コンテンツビジネスの国際比較(2004年)

	コンテンツ市場	GDP	コンテンツ/GDP
日本	0.12兆ドル	4.62兆ドル	2.66%
米国	0.55兆ドル	11.71兆ドル	4.70%
世界	1.30兆ドル	41.29兆ドル	3.15%

出所：PricewaterhouseCoopers, "Global Entertainment and Media Outlook:2005-2008", 世界銀行ホームページ、IMF "International Financial Statistics", Apr. 2006

日仏映画協力覚書の調印

2005年4月、日本映像の国際展開の中心的団体として、日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が設立された。ユニジャパンは、日本映画の海外映画祭への出展等を支援してきた日本映画海外普及協会と、東京国際映画祭の開催によって日本映画を海外に発信してきた東京国際映像文化振興会が統合したものである。ユニジャパンは、2005年5月の第58回カンヌ国際映画祭において、フランス国立映画センター(CNC)と、日仏両国の映画産業が配給や資金調達などで連携する「日仏映画協力覚書」を調印した。

東京国際映画祭の強化

アジア最大の映画の祭典である「東京国際映画祭」が2004年度に抜本的に強化され、主要会場として六本木を加えるとともに、映画国際

取引市場などマーケット機能が付与されたほか、ゲーム・コミックフェア等も同時開催された。2005年度には、イベント会場に秋葉原が加わり、イベント性も強化された。その結果、総入場者数は、2003年の13.1万人、2004年の18.1万人、2005年の27.3万人と年々増加している。

アジアとの連携強化

2005年10月、アジア地域におけるコンテンツ産業の連携強化を図り、アジア全体での発展を目指すことを目的として、アジア各国のコンテンツ産業担当大臣及び専門家を集めた「アジアコンテンツ産業セミナー」が開催された。

東京アニメセンターの設立

2006年3月、日本動画協会と45のアニメ制作会社によって、東京・秋葉原に日本初のアニメ情報発信基地「東京アニメセンター」が設立された。同センターは、人気作品の上映やグッズ販売などにより国内外に情報を発信するほか、音声収録スタジオを利用した体験アフレコなど普及啓発にも取り組んでいる。

音楽レコードの還流防止措置等

2005年1月に、改正著作権法が施行され、アジア諸国など物価水準の異なる国において許諾を受けて生産された商業用レコードが我が国に還流してくることを防止する措置（還流防止措置）が導入された。還流防止措置の効果として、2005年の1年間で641タイトルがアジア諸国にライセンスされた。なお、2005年度に日本で発売された音楽レコードは約1万タイトルである。

(4) ロードマップの策定

2005年12月、知的財産推進計画2005の第4章 に定めるコンテンツ関連施策について、2006年度末までの取組を更に具体化する、「コンテンツビジネス改革のロードマップ2005」が取りまとめられた。

(5) コンテンツ促進法の施行

2004年6月(一部の規定は9月)に、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、その基本理念を共有し、一体となって、関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」(コンテンツ促進法)が施行された。同法に規定されている「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、2004年度において人材育成支援事業テキスト、海外展開モデル事業関連パンフレット等に12件利用されている。

<ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進>

(1) 豊かな食文化の醸成

民間における食文化研究活動

2005年4月に、民間の食文化関係者からなる「食文化研究推進懇談会」が設置され、7月に「日本食文化の推進～日本ブランドの担い手」が提言された。同提言では、食文化研究の推進や食の安全・安心キャラバンの世界への派遣などを含む行動宣言が盛り込まれた。また、同懇談会のメンバーを中心として、2006年2月に食文化フォーラムが開催された。

海外に対する日本食文化の発信

在外公館文化事業として、政財界要人や現地有識者等を招聘した日本食デモンストレーション、試食会、日本料理教室等が実施された。

日本食文化の振興に対する顕彰

卓越した技能者として2005年度は5名の優れた日本料理人が表彰された。また、優良フードサービス事業者等表彰により、創意工夫をいかした事業を展開している外食事業者等が表彰された。

海外料理人に対する日本食文化研修の実施

2005年10月、日本料理アカデミーの主催により、フランスから若手の料理人を招き、日本料理研修が行われた。

食育の推進

2005年6月に成立した食育基本法に基づき、食育推進会議において2006年3月に「食育推進基本計画」が決定された。なお、同計画には、食文化の継承を推進するため、学校給食での郷土料理等の積極的な導入、知財立国への取組との連携等が盛り込まれた。

食を担う多様な人材の育成

食に関する人材育成については、例えば、2005年度には宮城大学に食産業学部が設置され、2006年度には女子栄養大学に食文化栄養学科が設置された。

(2) 多様で信頼できる地域ブランドの確立

地域ブランドの創造

2006年2月時点で、40都道府県が地域ブランド認証制度を設け、42都道府県が地域ブランド育成事業を行っている。

地域ブランドの保護

2006年4月、改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について、地域団体商標としてより早い段階で登録を受けることが可能となり、地域ブランドを適切に保護できることとなった。

外食産業における原産地等の表示

2005年7月、外食事業者が自主的にメニューの原材料を表示する際のガイドラインが定められた。

(3) 魅力あるファッションの創造

「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催

東京コレクションの時期と会場を集約し、発信力を強化した「東京発 日本ファッション・ウィーク」が2005年10月に始まった。2006年3月には第2回が開催された。

「クリエイション・ビジネスフォーラム」の開催

技術力のある中小の繊維製造事業者と優れたデザイナーが組み、流通力のある小売・アパレル企業に販売する展示会である「クリエイション・ビジネスフォーラム」が2005年5月に始まった。2005年9月、2006年3月に第2回、第3回が開催された。

ファッション人材の育成

ファッション人材の育成については、例えば、2005年度には金沢美術工芸大学大学院、神戸ファッション造形大学で人材育成が開始され、2006年度には文化ファッション大学院大学が開設された。

(4) 日本の魅力の戦略的発信

文化外交の推進に関する懇談会

2005年7月、「文化外交の推進に関する懇談会」において、文化外交を推進するための行動指針と具体的な取組が提言された。同提言では、日本語の普及とポップカルチャーを含む現代文化の発信等を通じ、世界における日本のアニメ世代の育成を積極的に図ることなどが盛り込まれた。同年12月には、国際文化外交推進会議を改組し、同提言のフォローアップを図ることとなった。

海外交流審議会

2006年3月、海外交流審議会において、日本の発信力強化のための施策と体制について審議が開始された。

観光と連携した取組

2005年3月及び2006年3月、ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、魅力ある日本のおみやげコンテストが開催された。外国人観光客にとって品質やデザイン等の観点から特に魅力的なおみやげを選定し、受賞した商品については国際空港などにおいて展示、販売された。

5 . 人材の育成と国民意識の向上

(1) 知的財産人材の現状

2006年1月に取りまとめられた「知的財産人材育成総合戦略」においては、我が国の知財専門人材を約6万人と見積もっている。特許庁が実施した2005年知的財産活動調査では、企業等の知財担当者を約4.5万人と推計している。

(2) 知的財産人材育成推進協議会の設置

知的財産人材育成総合戦略に基づく人材育成を日本全体として総合的かつ効率的に実施するため、2006年3月、民間の研修機関等の代表者をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」が設置された。同年5月には、同協議会より提言「知的財産人材育成に関する提言」が取りまとめられた。

(3) 知的財産に強い弁護士

近年、我が国の司法試験合格者数は増加しており、現在約2.5万人の法曹人口は、2018年頃までには約5万人に倍増することが見込まれている。なお、弁理士登録をしている弁護士は約361人(2006年3月末時点)である。

2005年4月には全国各地で知財関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして「弁護士知財ネット」が発足し、約1,200名の弁護士が参加している。

2003年に開始した日本弁護士連合会による知財法に係る研修会には約4,300名の弁護士が参加した。個別の単位会においても、知財法実務研究会等が行われている。

(4) 弁理士

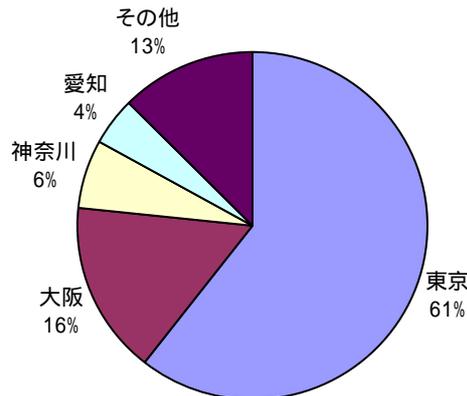
我が国の弁理士試験合格者数は近年増加しており、2005年の合格者数は、711名である(1990年174名、2000年303名)。この結果、弁理士数は、6,695名(2006年3月末時点)となっている。

特定侵害訴訟における弁護士との共同受任が可能となったいわゆる付記

弁理士制度については、1,479名(2006年3月末時点)の弁理士が付記登録している。

弁理士の地域分布(主たる事務所の弁理士人数)では、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県の4都府県で約87%となっている。

弁理士登録人数分布(2005年度末時点)



出所：日本弁理士会

日本弁理士会では、基礎的実務の習得、新人研修、特定侵害訴訟代理業務試験に向けた能力担保研修等の研修を行い、弁理士の質の向上を図っている。研修には、従来の集合研修に加え、eラーニングの導入を図っている。

(5) サーチャーの育成

工業所有権情報・研修館において調査業務実施者育成研修が2004年度に2回、2005年度に3回開催され、合計で260名が受講した。

(6) 新司法試験における知的財産法の選択科目化

2004年8月、知財法を新司法試験の選択科目の一つとすることについて司法試験委員会の答申が出され、これを踏まえ、司法試験において2006年度から知財法が新たな選択科目とされた。

(7) 法科大学院

知的財産法の講義

新司法試験制度における法曹人材養成の機関としての法科大学院につい

ては、74校すべての法科大学院において、知財法関連の授業科目が開設されている。また、夜間授業を行っている大学も9校に及ぶ。

理系及び芸術系の入学者

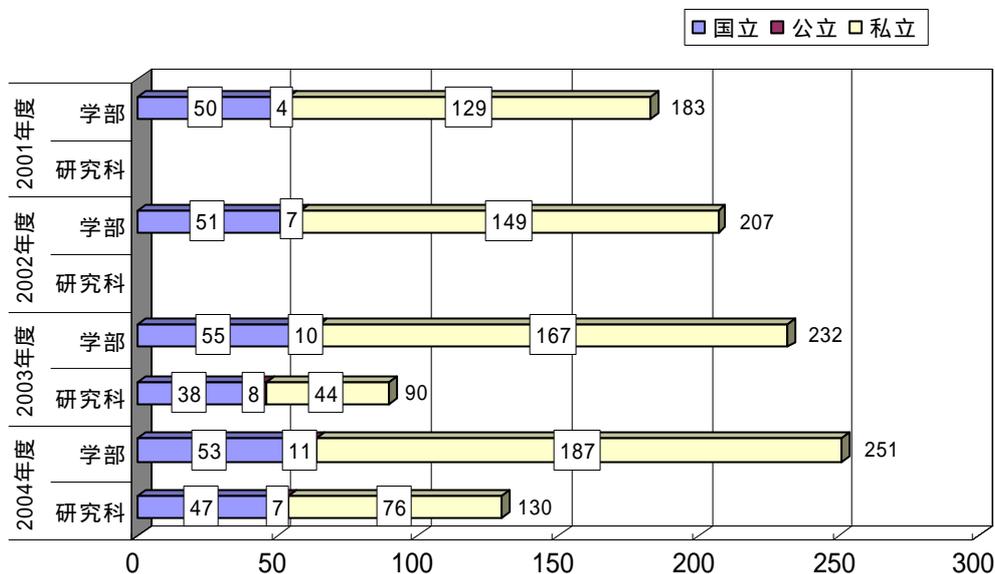
2004年4月及び2005年4月の法科大学院入学者数とその内訳は、下表のとおりである。

	2004年4月入学		2005年4月入学		2006年4月入学	
法科大学院入学者数	5,767人		5,544人		5,784人	
うち社会人	2,792人	48.4%	2,091人	37.7%	1,925人	33.3%
理系出身者	486人	8.4%	432人	7.8%	326人	5.6%
芸術系その他	233人	4.0%	178人	3.2%	170人	2.9%

(8) 大学、大学院における知的財産に関する教育

知財に関する授業科目を開設している大学・大学院は、2004年度は学部レベルで251校、研究科レベルで130校である。

知財権に関する授業科目を開設している大学(2001～2004年度)



研究科については2003年度実績より調査

出所：文部科学省

(9) 知的財産教育研究支援プログラム等

科学技術振興調整費「新興分野人材養成」

2002年度から、東京大学、東京工業大学、2003年度から、東北

大学、政策研究大学院大学、京都大学において、2004年度から、東京医科歯科大学、早稲田大学において、知財について専門的知識を有する人材を戦略的に養成するための教育プログラムが行われている。

21世紀COEプログラム

2003年度から、北海道大学において新世代の知財法政策学の国際的な教育研究拠点を形成するための取組が行われている。

現代的教育ニーズ取組支援プログラム

2004年度から、公募テーマの一つとして「知的財産関連教育の推進」が設定され、2004年度には、群馬大学、三重大学、東京工業大学、岐阜女子大学、帝塚山大学、2005年度には、岩手大学、京都教育大学、大阪教育大学、山口大学、札幌医科大学、フェリス女学院大学の知財関連教育の教育プログラムが選定されている。

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム

2004年度から、日本大学、東海大学、専修大学、中央大学、鹿児島大学の法科大学院において、知財に関する高度専門職業人養成の推進を図る教育プログラムが行われている。

知的財産教育研究事業

2005年度から、三重大学、山口大学、大阪工業大学において、知財教育の具体的実践手法の開発研究が行われている。

(10) 知的財産専門職大学院

2005年4月に、知財の名を冠する専門職大学院として、東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻[入学定員80名]、大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻[入学定員30名]が開設された。

(11) 技術経営(MOT)コース

2005年11月時点で、約4,000人のMOTプログラムが設置され

ている。

(12) 知的財産研修・教育

様々な機関で、知財に係る研修や教育が行われている。

例えば、工業所有権情報・研修館では、特許庁職員に加え、弁理士、企業の知財部員、行政機関の知財人材等に対する研修を行っている。弁理士と企業の知財部員による討論研修やeラーニングによる学習機会の提供を行っている。

日本知的財産協会では、研修事業として、定例コース（基礎、専門、総合、海外の4コース）と知財改革リーダー育成のための特別コース、及び臨時コースを開催している。

（社）発明協会では、知財権の専門知識を企業戦略に結び付けるスペシャリスト育成を目的とした半年にわたる研修、知財の制度・運用や手続などを説明する実務者向け研修を行っている。

(13) 経営者・経営幹部への研修・啓発

大学等において、経営者・経営幹部向けの知財研修が行われている。例えば、東京大学先端科学技術センターでは、2004年度から、企業の経営者・経営幹部のための知財マネジメント講座を開催している。

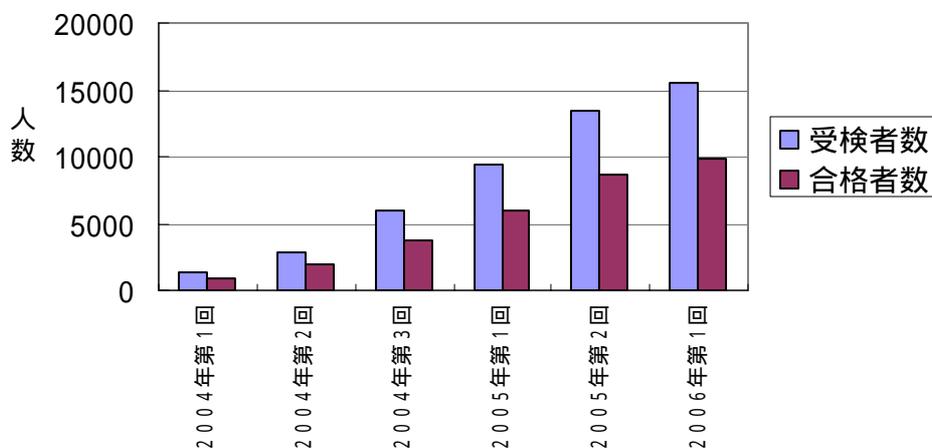
企業経営者と大学学長が一堂に会し、産学連携に関する理解を深める場として、産学官連携サミットが2001年から毎年開催されている。

また、特許庁では、企業経営者と長官等との意見交換の機会を設け知財戦略等に係る普及・啓発が行われている。2005年度は、150社以上の企業経営者との意見交換が行われた。

(14) 民間検定

2004年3月に、民間検定として知的財産検定が開始され、2006年3月までに6回の試験が行われ、約1.5万人が受検した。合格者数は、1級（準1級含む。）は660名、2級（準2級含む。）は9,210名である。

知的財産検定の累積受検者数及び累積合格者数の推移



出所：知的財産教育協会

2004年12月に、民間検定として知的財産翻訳検定が開始され、これまでに2回の試験が行われ、200人以上が受検した。合格者数は、1級が17名、2級が46名、3級が63名である。

(15) 知的財産推進計画の普及啓発

知的財産推進計画に関し、2003年4月以降これまでに全国各地の219会場において、約3.2万人に対し説明及び意見交換を実施した。

(16) 裾野人材

2004年6月、改正消費者基本法が施行され、知財権の適正な保護への配慮が規定された。また、同法に基づき策定された消費者基本計画に基づき、知財権への配慮を含む消費者教育体系化の枠組みが取りまとめられ、2006年3月に国民生活審議会消費者政策部会に報告された。

専門高校・高等教育機関に対しては約50万部の産業財産権標準テキストが、また、初等・中等教育機関に対しても約50万部の産業財産権副読本が提供された。全国の中学3年生に対して、約126万部の著作権読本が配布された。